											_	(防衛	6省05一⑧)	
	施策名	産業基盤の	の強靭化							担当部局名	3 防衛装備庁			
	施策の概要	備のる。一付チ参衛改情のもからる事がある。こち上ので備に保管をあるののもののでのでのでのでのでのでは、	産と高い可動 を服 装企している では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	加率を確保保 するな 技争では を を を を を を を を を を を を を を を を を を を	の生産・運用・維持整備に必要不可欠の基盤である。高性能な装するため、少量多種生産による高コスト化、国際競争力の不足等 定障環境に的確に対応できるよう、産業基盤を強靭化する必要があ 及び装備調達に係る各種施策に加え、企業へのインセンティブの の創出に向けた契約制度の見直しを行う。また、装備品のサプライ とともに、輸入装備品等の維持整備等に我が国の防衛産業が更に が国の安全保障に資する場合等に装備移転を認め得るとする防 の適切な海外移転を政府一体となって推進するため、必要な運用 係る重要技術の流出を防ぐため、知的財産管理、技術管理及び の各種施策を通じて、コストダウンと企業競争力の向上を図ること 目指すとともに、そのための更なる方策についても検討していく。				足要 グブがる 違及に かっかん ひまり ひょう ひんしょ ひょう ひんしょ ひょう しょう ひょう ひょう はい かい		我が国自身の防衛体制の強化 (防衛力の中心的な構成要素の強化における優先事項)			
	達成すべき目標	②防衛技術 ③装備品の ④輸入装備		野へのスピ ェーンのリ 寺整備等へ	ンオフ等 <i>の</i> スク管理強 の我が国	)推進 能化 防衛産業	直し の更なる参画 水移転の推進	目標設定考え方・2	的: 持続的な するという、向 筋衛力の方向 宙域 マレン おけらる し、階におけらる で の、常にお継続的な の真に実効		、統合運用による機動	政策評価 実施予定時期	令和5年8月	
	測定指	/標					目標	口捶左庇	実	測定 根拠	指標の選定理由及び目	票(水準・目標年度)の設定の		
2	企業間の競争環境の創出に 防衛技術の民生分野へのス を含む民生分野における先 ンを推進  装備品のサプライチェーンの 輸入装備品等の維持整備等 参画  防衛装備移転三原則の下で	ペピンオフ及 端技術の財 ウリスク管理 等への我が月	び革新的な方衛産業への	製造技術 スピンオ の更なる	防衛産業の競争力の強化に資する取組の程度を評価指標とする企業評価制度の導入  【スピンオン】積層造形技術や人工知能を活用した防衛装備品の製造を検討 【スピンオフ】防衛用弾薬の製造技術を応用した民生品等製造の可能性を検討 た民生品等製造の可能性を検討 た民生品等製造の可能性を検討 かった。事業承継などの分野での他省庁の支援ツールとの連携の検討、中小企業の生産効率向上策の検討 輸入装備品等の国内企業による維持整備等の追求  情報収集・発信のための官民連携を推進し、案件形成を図る態勢を整備しつつ移転を推進				SH	・組 Ⅲ 2 我がをと産評制及産チす衛 と府協収備管ま情報国 の 共の 1 2 まがをと産評制及産チす衛 と府協収備管ま情報国 の	・中期防において次のとおり示されていることから、これ 組み状況を測定指標として設定。  Ⅲ 自衛隊の能力等に関する主要事業 2 防衛力の中心的な構成要素の強化における優先等 (5) 産業基盤の強靭化 装備品の生産・運用・維持整備にとって必要環境に 技術国の防衛産業に競争原理を導入し、民生分野の知会 を取り入れ、装師品に係るサブライチェーンを強化環境 を取り入れ、装師品に係るサブライチェーンを強化環境 を取り入れ、装師品に係るサブライチェーンを強化環境 を取り入れ、装師品に係るサブライチェーンを強化環境 を取り入れ、装師品に係るサブライチェーンを強化環 に変するの財命産業に競争所理を導入し、民生分野の知会ととて来の競争力の強化に資する取組の程度をの割出にに 制度の見面しを指してう。また、防衛技術の民生け分野には 制度の見面しを行う。また、防衛技術の民生分野によ技備品に係る可力的な製造状がを含む民生分野に、装備品に、保・アェーンの調査等を通してその脆弱争環境等にありる表 で変きるともに、輸入装備品等の維持整備等における表 衛産業の参画を促進する。 とする防衛装備移転三原則の下、装備品の安全保障・防協力の進展等を踏らを受保障に資する場合等に接備移転を対策の進展等を移動をととして、特別の進展等を防衛を表すの意味を表。頭に置いた装備品の開発・としている発信等のための官民連携の水板に関係を表すが関の強いるい防衛産業が国の防衛産業の関係で、表が国の防衛産業が国の防衛産業が国の協会とといては、海外移転を含頭に置いた装備品の開発・といては、海外移転を含頭に置いた、大阪が国の防衛産業が国の強みをいているが、表情により、表情により、まずにより、表情により、まずにより、ま			
	達成手段 (開始年度)					関連する指標			達	令 行 だ 手 り で で う で り し し 事				
(1)	多用途へリコプターの取得	4,602	21,068	4,943		5	防衛計画の大綱等に基づき、我が国の地理的特性等を踏まえつつ、ゲリラや特殊部隊による攻撃、大規模、特殊災害等への対応力を維持する他、国際平和協力活動における輸送力の確保など、多様な任務等遂行能力の維持を図るため、航空体制を整備しているところであり、主要用途は、空中機動、多数の人員や重量補給品の航空輸送、患者の輸送等である。陸自多用途へリコプターは、試作機の開発を経て価格の妥当性及び現行UH-1Jの減衰状況等を総合的に勘案し、量産化の判断に至ったものであり、平成31年度予算要求では、量産化のための初度費を除いて6機約10億円(後年度負担を含む)を計上した。また、量産化にあたっては、予算要求時に輸入を含む他の取得形式も含めた代替案についても検討を行い、開発機の量産化が妥当との結論に至った。						語等 員 合的 いて	
(2)	大口径火砲用弾薬に係る 調査	7 (6)	35 (21)	66		3	近年の弾薬購入費(誘導弾を除く)の減少傾向に伴い、弾薬製造企業における設備更新が進まず設備の 老朽化が深刻な上、熟練工の高齢化に伴う技術伝承も充分に行えない状況となっている。特に、大口径火 砲の弾薬は、新規の砲弾の研究開発が近年実施されていないことから、技術者、研究者の確保が困難と なっている状況である。よって、官側を含め、研究開発に必要な知識の陳腐化及びゾウハウの希薄化が進 んでいることが懸念される。このため本事業においては、今後の大口径火砲の弾薬の研究開発の検討に 必要となる現行の弾薬技術や研究開発・製造のノウハウを体系的に整理し、じ後の研究開発・製造を効率 的に実施する基盤を整備するものである。						圣火 さ が進 0205 に	

(3)	防衛生産・技術基盤の維 持強化に要する経費	310	<b>447</b> (191)	2,015	3	我が国の防衛産業基盤の強靭化を図るため、これまで防衛装備品のサプライチェーンリスクの把握や供給途絶リスクへの対処、有望な技術や製品を保有する中小企業の防衛事業への参画促進、国際防衛装備品展示会への出展を通じた情報発信、施策立案の資とするための調査委託やオンラインサービス契約を通じた海外情報の収集等を複層的に実施してきている。更に令和4年度からは、より強力に防衛産業基盤の強靭化を図るため、防衛装備品製造過程等におけるサイバーセキュリティ対策強化のの事業や、内防衛産業のグローバルサプライチェーン参画を支援するための調査事業、防衛産業におけるデジタルトランスフォーメーション(DX)化を促進するための調査研究事業を新規に立ち上げるなどの新規事業の実施を計画している。	0243
(4)	防衛装備移転等に関する調査	252 (252)	242 (227)	52	5	協力相手国のニーズ・事情に応じた防衛装備・技術協力を実現するには、その国特有の調達制度、防衛 生産・技術基盤などに関する諸課題への対応が求められる。 本事業では、防衛装備・技術協力の検討を開始する初期段階において行う課題の抽出や実現可能性の 握に必要な情報として、諸外国の調達制度、防衛生産・技術基盤等を調査する。 また、協力が具体化している案件について、海外移転を実現するために必要な調査等を実施する。	
(5)	防衛装備・技術協力におけ る通訳支援	15	15	13	5	防衛省においては、防衛装備移転三原則の策定後、国際的な防衛装備・技術協力を推進しているところであり、既に共同開発等で協力関係にある米国に加え、英国、豪州、印国、比国、仏国、独国、伊国、馬国との間でも、それぞれ政府間の協力枠組が構築されている。 また、これら以外の国についても日本の装備品に関心を示している国も多く、協議を進めていくことが予想される。 こういった重要な協議を行う場合に、言語的な支援を行うことで双方の理解に齟齬を無くし、もって我が国の防衛装備・技術協力を推進する。	0245
(6)	防衛装備協力(諸外国 (ASEAN及び中東諸国)からの現地軍関係者等の招へい等)	21 (5)	17 (1)	21	5	ASEAN諸国に対し、相手国軍関係者に対して装備品に係る操作や維持修理についての知見を提供することで、移転する装備品に伴うアフターサービスを含めた包括的な防衛装備・技術協力を推進するもの。	0246
(7)	防衛装備品等の海外移転推進のための諸施策	10 (35)	20 (12)	20	5	平成26年4月の防衛装備移転三原則策定以降、我が国では諸外国との防衛装備・技術協力を推進しているところ、実効的な防衛装備・技術協力の推進のためには、我が国との防衛装備・技術協力の可能性を検討している諸外国官民に対して、我が国の防衛産業基盤などに関する理解促進を図る必要がある。本事業は、かかる観点を踏まえ、防衛装備・技術協力の推進に向けた諸外国へ各種の情報発信を実施するもの。	0247
(8)	作業効率化促進	103	92 (63)	71	1	本件は、「工数鑑定経費」及び「工数鑑定能力取得のための研修受講経費」から成る。 「工数鑑定経費」は、工数分析に実績のある部外のコンサルタント会社を活用し、工数鑑定を実施するものである。 「工数鑑定能力取得のための研修受講経費」は、工数分析に実績のある部外のコンサルタント会社を活用 し、装備品等の製造等に必要な工数を技術的観点から検証し、工数鑑定を行うために必要な分析能力等 取得のための経費である。	0263
(9)	防衛装備品等のコスト縮減 を推進するための調査役 務	0 (0)	40 (0)	27	1	・企業間の競争環境の創出及び企業の効率的な投資意欲の促進を目的とし、防衛省の政策目標・目的を達成するべく積極的に協力している企業を評価できるように、評価基準と評価方法について調査・検討する。 ・効率的に企業評価等の調査・検討を実施するため、高度な専門的知識と経験を持つ民間企業(コンサルタント企業等)の部外力を活用する。	0264
(10)	サプライチェーン調査結果 活用データベースシステム の構築	50 (30)	19 (4)	5	3	過去のサプライチェーンの調査の結果及び今後実施予定のサプライチェーンの調査結果の集約、管理及び分析を迅速・適切に行うため、サプライチェーン調査結果をデータベース化する。 これまでに実施したサプライチェーン調査結果及び今後実施するサプライチェーンの調査結果を逐次データベース化して、国内の技術基盤・産業基盤を適切に把握・分析するための基盤を確立する。本データベースを用いて、防衛産業のサプライチェーン構造の可視化及び代替が困難な技術を有する企業の把握等、施策立案に資する分析を実施する。	0265
(11)	調達情報セキュリティ監査 要員等の養成	5 (3)	5 (3)	4	5	近年のインターネット利用の拡大に伴い、標準型メール攻撃をはじめとするサイバー攻撃等の脅威は増大しているところ、本事業では、情報セキュリティ制度をめぐる最新の動向、サイバー攻撃及びサイバー攻撃して対する対策例の周知を図るとともに、情報セキュリティ監査の実践的な演習を通して、情報セキュリティ制度等に係る知識のみならず、実践的な監査技能を習得するものである。また、日本企業が国際的な取引を行うための前提条件となる十分な保全体制を構築するため、防衛省における保全専門家の育成が急務となっていることから、平成29年度以降、本講習の対象者を広げることによって情報保全要員の底上げを図っているところである。	0266
(12)	新情報セキュリティ基準対応に係る支援役務	0 (0)	142 (142)	0	5	防衛省において新たに整備した防衛産業サイバーセキュリティ基準については、防衛省の保護すべき情報を取り扱う防衛関連企業における情報セキュリティ対策を強化するため、米国国防省が適用しているセキュリティ対策を参考とし、これと同水準のセキュリティ対策を盛り込んだ形としており、情報管理の手法を従来の基準に比べ大幅に見直している。以上を踏まえ、本事業においては、防衛関連企業における当該基準の早期適合及び企業の適合状況に関する監査を実施する防衛省の情報セキュリティ監査実施者の技術的・監査要領の習得のため、専門的知見を有する部外コンサルティング等を活用し、当該基準の策定意図等を周知する活動を実施するための支援体制を構築する。	
(13)	ASEAN諸国等に対する防 衛装備・技術協力	34 (15)	0 (0)	152	5	個別装備品に係る防衛装備・技術協力を推進するためには、対象国の調達制度等の一般的事項のほかに、個別装備品に関連する対象国の事情に応じた諸課題を検討し、対応する必要がある。本事業は、対象となり得る装備品に関連するそれら諸課題について、必要な調査等をとおして検討及び対応を実施するものである。	0268
(14)	防衛装備行政を円滑に実施するための体制整備に 係る経費	19 (7)	0 (3)	0	5	会議室等改修工事が完了した後、防衛省市ヶ谷庁舎D棟3階防衛装備庁第1庁議室の運用に必要となる 音響機材等を購入し、それらの機器設置及び配線工事等を実施する。	0269
(15)	NATOカタログ制度の参加 レベル引上げに関する経 費	(235)	32 (18)	103	5	令和2年度中にTier2への引上げに係る承認及びTier2国として運用可能な体制を整備するため、以下3件の事業を実施する。 ①NATの方字が制度の教育訓練(システムの操作方法、コンプライアンステスト事前教育、海外とのデタ交換)、実運用の準備(NATO物品番号の登録等)及びコンプライアンステスト受験に関する支援を行(技術支援事業) ②これまで力支援調達庁が登録してきた日本企業のCAGEコード(製造者記号)の登録情報(会社名、電話番号、住所、電子メールアドレス等)の欠落等の調査を確実かつ効率的に行い、新たな記号で与予登録を行う(データ整備事業)。 ③防衛治カログの登録情報をNATOカタログへデータ移行するにあたり、作業を自動化し効率的にデタ移行するため、機能の追加改修を行う(追加改修事業)。 Tier2引上げ後、他国が調達した日本製品の類別業務など新たに発生する業務の一部を部外委託によ実施する。	
(16)	防衛技術協力に係る調整 等	0 (0)	0 (0)	10	5	防衛省の所掌事務が拡大し、平成27年度に設置された防衛装備庁においても装備品等についての防衛 装備・技術協力の推進を任務の1つとしている。このような事務を適切且つ確実に行えるよう、諸外国への 出張が必要となる。 特に協力の進展が現実化し事務レベルでの調整機会が増大している国々との間では、現地におけるニーズに迅速に即応しつつ、機動的に調整・交渉・ロジを行う必要がある。防衛装備・技術協力に専念できる人 員を関係国において執務させることで、機動的且つ柔軟に個別具体的な防衛装備・技術協力案件の調整・ 推進を行う。	04-0011

	機微技術の評価における 類似技術の調査役務	0 (0)	0 (0)	6	5	装備保全管理官付技術管理室は、これまで防衛装備移転に係る技術的機微性評価を行ってきた。近年、 先進諸国間で安全保障上の懸念がある国等を念頭に機微技術流出防止の強化が図られ、防衛装備庁に おいては、武器等に適用され、安全保障に影響を及ぼす技術となり得る特許出願に係る、技術的機微性 の評価を行う体制構築を求められている。技術的機微性評価を行うにあたり、特に革新的かつ民間での進 展が速い先端技術ゆえ民間が有する最新の技術動向の知見が欠かせない技術分野に対しては、多様な 技術調査を専門とする企業等に当該探索作業を外注することで、効率的かつ的確に進める必要がある。 当該探索作業を効率的かつ的確に行うことなしには、効率的かつ公正に評価することが困難となる。	04-0013
(18)	国際競争入札等への参入 促進に向けた装備品等の 保全措置の検討	(0)	(0)	0	5	防衛計画の大綱及び中期防衛力整備計画においては、防衛装備移転三原則の下、装備品の適切な海外移転を政府一体となって推進するため、必要な運用改善に努めることが掲げられているところ、防衛装備   庁としてもそのための様々な取組を進めている。 その上で、装備品の海外移転を実施するに当たっては、移転先国の使用水準に合わせたダウングレード   や内部構造をわからない構造にするブラックボックス化といった保全措置を要することが想定され、これら   が適切に行われない場合、我が国の先進的な技術が漏洩したり、移転先国との協力関係が利害対立へと   念変した場合に移転した装備品が我が国の脅威となる危険性もある。これらの保全措置にかかる事前検   討の経費を事業者側の負担とした場合、我が国装備品の価格競争力は著しく損なわれ、案件成立が困難   となり、移転先の国との協力関係を深化させるとのそもそもの防衛政策上の意義を達成できなくなってしまう。このため、本事業では事業者に事前に保全措置の方策、経費等の検討を関係と関係負担といて持つわせ、我が国安全保障上、適切な海外移転を進めるとともに、企業側の価格競争力を高め、市場参入の   障壁を低減させるもの。	05-0018
施策の予算額・執行額		5,663 (5,401)	22,174 (21,750)	7,506		(係する内閣の重 施政方針演説等の もの) 中期防衛力整備計画(平成31年度~平成35年度)(平成30年12月18日国家安全保障 ルでは、1年間では、1年には、1年には、1年には、1年には、1年には、1年には、1年には、1年に	<b>全議決定</b>

<sup>※1</sup> 達成手段における令和4年度の執行額については、事業単位の整理(事業の統合等)に伴い、令和4年度予算要求時と執行額確認時の事業単位に差異が生じたため、記載していない。

<sup>※2</sup> 達成手段における令和5年度の当初予算額については、令和5年度より政策体系を変更したことから、当該施策に関連する予算としては記載していない。

# 令和5年度実施施策に係る政策評価の事前分析表(別紙)

(防衛省05-8)

施策名

産業基盤の強靭化

## 測定指標 目標 施策の進捗状況 ①企業間の競争環境の創出に向けた契約制度の見直し 防衛産業の競争力の強化に資する取組の程度を評価指標とする企業評価制度の導入 ●コンサルティング企業とともに、防衛産業からサンプリング企業を3社選定のうえ、評価基準案の試験的シミュレーションを行っ 年 度 2 ●業界団体や企業と意見交換等を実施し、制度の方針案を作成した。 玍 度 3 ●業界団体や企業と意見交換等を実施し、制度の方針案を作成した。 年 度 在 ●業界団体や企業と意見交換等を実施し、制度の方針案を作成した。 度 ②防衛技術の民生分野へのスピンオフ及び革新的な製造技術を含む民生分野における先端技術の防衛産業へのスピンオンを推進 【スピンオン】積層造形技術や人工知能を活用した防衛装備品の製造を検討 【スピンオフ】防衛用弾薬の製造技術を応用した民生品等製造の可能性を検討 ●積層造形技術の防衛装備品への適用可能性を調査し、当該技術のメリットや防衛産業への普及促進、当該技術を持つ中小企 元. 業の防衛産業への新規参入を促進した。 年 ●防衛産業からのスピンオフを促進する取組として、弾火薬分野における製品・技術の民生品への応用可能性の調査を実施し 度 た。 ●積層造形技術の防衛装備品への適用可能性を調査し、当該技術のメリットや防衛産業への普及促進、当該技術を持つ中小企 年 業の防衛産業への新規参入を促進した。 度 ●人工知能の防衛装備品への適用可能性を調査し、当該技術のメリットや防衛産業への普及促進、当該技術を持つ中小企業の 年 防衛産業への新規参入を促進した。 度 ●人工知能の防衛装備品への適用可能性を調査し、当該技術のメリットや防衛産業への普及促進、当該技術を持つ中小企業の 防衛産業への新規参入を促進した。 度 ③装備品のサプライチェーンのリスク管理強化 サプライチェーン調査の実施、供給途絶などのリスクに対処するため、事業承継などの分野での他省庁の支援ツールとの連携の検討、中小 企業の生産効率向上策の検討 ●主要装備品60品目についてサプライチェーン調査を実施し、調査により得られたサプライチェーン情報の活用のため、その結果 年 を順次データベース化した。 度 ●令和元年度サプライチェーン調査において「将来的に製造中止する」と回答した企業に対して、電話ヒアリングを実施して製造予 定について最新の状況を把握した。 年 度 ●調査役務「サプライチェーンリスク回避のための企業支援策の検討」を実施した。

- ●主要装備品5品目についてサプライチェーン調査を実施し、調査により得られたサプライチェーン情報の活用のため、その結果 を順次データベース化した。 ●令和元年度に行ったサプライチェーン調査の変化事項を把握するための調査を行った。
- ●サプライチェーンリスク回避のため、撤退を計画している企業からの事業承継の検討を行った。

●次の調査役務を実施した。

- (1)諸外国の秘密特許制度における機微技術の審査に関する調査 度
  - (2)諸外国における対内直接投資の対象企業が保有する知的財産に関する調査
  - ●対内直接投資審査等に関する外部からの照会等に関し必要な事項を定めた事務次官通達を発出。対内直接投資審査等に関 する他省庁等との連携・協力体制の強化を図った。また、機微技術国外流出等防止の観点から、防衛省が保有する防衛省と契約 実績のある企業名等の関連情報の収集整理を開始した。
  - ●サプライチェーン供給途絶リスクを把握するため、装備品に使用されているレアアースに関する調査を実施した。
- ●撤退企業からの事業承継に必要な技術資料の作成や技能教育等を把握するため、実際の撤退案件をモデルケースとして調査 年を実施した。

●防衛装備品等のサプライチェーンリスクに関する調査を行った。

●他省庁等から照会を受けた対内直接投資審査等に対する審査協力等を行った。

#### ④輸入装備品等の維持整備等への我が国防衛産業の更なる参画

## 輸入装備品等の国内企業による維持整備等の追求

●令和元年7月に省内に立ち上げたFMS調達の合理化に向けたプロジェクトチームにおいて、輸入装備品等の維持整備等への 元 国内企業参画についての取り組みを推進した。 在

●経団連やその会員企業との定期的な意見交換の枠組みを作り、国内企業参画を含む防衛装備政策の課題や改善策等につい て議論を行った。

●FMS調達の合理化に向けたプロジェクトチームにおいて、輸入装備品等の維持整備等への国内企業参画についての取組を引 年 |き続き実施した。

度 ●米国の調達制度や慣行、諸外国における企業支援策に係る委託調査を実施した。

3 ●令和2年度に実施した「企業支援策に係る委託調査」の結果を踏まえ、支援施策の実施のための検討を行った。 年

度

- ●在日米国大使館とともにインダストリーデーを開催し、国内企業と在日米軍や米国企業とのマッチングを実施した。
- ●米国調達規則がどのように国内企業参画の障壁となっているか調査を実施した。 在

●米国企業と国内サプライヤー企業とのギャップを把握するため、希望した企業を米国航空機製造企業のサプライヤーとして参画 させる調査を実施した。

## ⑤防衛装備移転三原則の下での装備品の適切な海外移転の推進

## 情報収集・発信のための官民連携を推進し、案件形成を図る態勢を整備しつつ移転を推進

- ●我が国の防衛産業における情報保全の強化のための施策を推進し、また装備品の海外移転に際して重要技術の流出を防ぐため、情報保全等に関する事務を専門的に取り扱う「装備保全管理官」を機構定員要求し認められた。
- ●情報保全に係る措置の強化の一環として、契約企業における信頼性の高い情報管理体制を確保するために必要な改正を実施 した。
- ●防衛省の保護を要する情報を取り扱う契約企業に義務付ける情報セキュリティ基準等について、米国防省が採用しているサイ バーセキュリティなどの新たな基準と同程度まで強化する検討を、情報セキュリティ官民検討会を開催し、官民間で情報共有を図り つつ推進した。
- ●「調達情報セキュリティ監査要員の養成」事業において、情報セキュリティ監査担当者に対して、情報セキュリティ制度等に係る 知識及び技能を付与する研修を実施した。
- ●「新情報セキュリティ基準対応に係る支援役務」事業において、情報セキュリティ監査担当者に対して、新情報セキュリティ基準 等への対応に係る研修を実施した
- ●重要技術の流出防止や知的財産に係る官民の帰属の明確化の観点から、平成30年度末に契約条項の改正等を行い、令和元 |年度から適用を開始するとともに、令和元年12月に知的財産に係る仕様書のひな形を策定した。 元

# 年 度

### ≪欧米諸国≫

<イギリス>

●令和元年9月、ロンドンで開催された国際防衛装備品展示会「DSEI 2019」に参加し、防衛装備・技術協力の推進の資となる情 報収集を実施した。

## **<フランス>**

- ●令和元年6月、パリで開催された「パリ国際航空宇宙ショー 2019」に出展し、防衛装備・技術協力の推進の資となる情報発信 及び情報収集を実施した。
- ●令和元年9月、我が国(東京)で開催された「日独防衛セキュリティ産業フォーラム 2019」において防衛装備・技術協力の推進 の資となる情報発信及び情報収集を実施した。

#### ≪東南アジア諸国≫

<フィリピン>

●フィリピンとの間では、平成30年6月の日比防衛相会談において、自衛隊で不用となった多用途へリコプターUH-1Hの部品な

どを無償譲渡することを確認し、同年11月、移転に係る防衛当局間の取決めに署名のうえ、平成31年3月、一部の部品などの フィリピンへの引渡しを開始し、令和元年9月に完了した。

<シンガポール>

●令和2年2月、チャンギで開催された「シンガポール・エアショー 2020」に参加し、防衛装備・技術協力の推進の資となる情報収 集を実施した。

<タイ>

●令和元年11月、バンコクで開催された国際防衛装備品展示会「Defense & Security2019」に参加し、防衛装備・技術協力の ㅠ. 推進の資となる情報収集を実施した。

年 ≪中東≫

度 <UAE>

き

●令和元年11月、ドバイで開催された「ドバイエアショー2019」に出展するとともにC-2輸送機を展示し、防衛装備・技術協力の 続 |推進の資となる情報発信及び情報収集を実施した。

≪その他≫

- ●令和元年6月、我が国(千葉)で開催された国際防衛装備品展示会「MAST Asia2019」に出展し、防衛装備・技術協力の推進 の資となる情報発信及び情報収集を実施した。
- ●令和元年11月、我が国(千葉)で開催された国際防衛装備品展示会「DSEI Japan2019」に出展し、防衛装備・技術協力の推 進の資となる情報発信及び情報収集を実施した
- ●NATOカタログ制度の参加レベル引上げに必要な体制を整備するため、部外専門機関からの技術支援及びシステムの追加改 修を実施した。
- ●以下の委託調査を実施した。
  - ・防衛装備品の移転における企業支援策及び価格低減施策に関する調査
  - ・国際装備品展示会の来訪状況、出展傾向等に関する調査
  - ・国防関係調達に従事する企業に適用する秘密及び情報の保護の制度に関する調査
- ●重要技術の流出防止や知的財産に係る官民の帰属の明確化の観点から、契約条項の改正等(平成30年度末)や知的財産に 係る仕様書のひな形の策定(令和元年12月)を実施し、それらに基づいた知的財産管理を推進した。
- ●情報セキュリティ監査担当者に対して、情報セキュリティ制度等に係る知識及び技能を付与する研修を実施した。 ●防衛関連企業が新情報セキュリティ基準に準拠することに伴い発生する新たな企業負担及びクラウドサービスの導入に係る調 査に着手した。

#### ≪欧米諸国≫

<ドイツ>

●令和2年10月、「日独防衛セキュリティ産業フォーラム」において防衛装備・技術協力の推進の資となる情報発信及び情報収集 を実施した。

#### ≪東南アジア諸国及びインド≫

<インドネシア>

- ●令和2年9月、インドネシアを対象とした「防衛装備品等の海外移転に係る事業実現可能性調査役務」を開始した。
- ●令和3年3月、日尼防衛装備品・技術移転協定が発効した。

<ベトナム>

- ●令和2年9月、ベトナムを対象とした「防衛装備品等の海外移転に係る事業実現可能性調査役務」を開始した。 年
- 度 |●令和2年10月、日越首脳会談において、防衛装備品・技術移転協定が実質合意に至った。
  - ●令和3年3月、防衛装備移転に関するベトナムウェビナーを開催し、情報発信及び情報収集を実施した。

<マレーシアン

- ●令和2年9月、マレーシアを対象とした「防衛装備品等の海外移転に係る事業実現可能性調査役務」を開始した。 <フィリピン>
- ●令和2年8月、我が国から海外への完成装備品の移転としては初の案件として、警戒管制レーダーの移転が成立した。 <インド>
- ●令和2年9月、インドを対象とした「防衛装備品等の海外移転に係る事業実現可能性調査役務」を開始した。
- ●令和2年12月、防衛装備移転に関するインドウェビナーを開催し、情報発信及び情報収集を実施した。

### ≪その他≫

- ●NATOカタログ制度における日本国の参加レベルをTier1国からTier2国(※1)に引き上げるため、NATO支援調達庁が行うコン プライアンス試験(※2)の速やかな合格を果たすとともに、日本国のシステム改修や同制度に係る業務の実施体制を整備し、日本国のTier2国化に係る同制度加盟国による承認を得て、令和2年10月からTier2国として業務を開始した。 また、部外力を活 用し、NATOカタログ制度加盟国から複雑多岐に渡る類別依頼等の業務を確実に処理するなど、Tier2国としての業務を円滑に推 進している。
- ※1 Tier1国:NATOカタログに登録された他国の装備品等の情報を閲覧できるが、自国の装備品等の情報を提供できない。 Tier2国: NATOカタログに登録された他国の装備品等の情報を閲覧でき、かつ自国の装備品等の情報を登録・発信できる。 ※2 コンプライアンス試験: Tier2申請国の類別体制の信頼性に係る試験(指示された処理の適時性、適正性、データの品質等)
- ●重要技術の流出防止や知的財産に係る官民の帰属の明確化の観点から、契約条項の改正等(平成30年度末)や知的財産に 係る仕様書のひな形の策定(令和元年12月)を実施し、それらに基づいた知的財産管理を推進した。また、知的財産管理の強化 の観点から、令和3年度末に研究委託性のある請負契約等における知的財産の取扱いについての制度の所要の改正を行った。
- ●防衛省の保護を要する情報を取り扱う契約企業に義務付ける情報セキュリティ基準等について、米国防省が採用しているサイ バーセキュリティなどの新たな基準と同程度まで強化する検討を、情報セキュリティ官民検討会を開催し、継続的に官民間で情報 共有を図りつつ推進し、令和3年度に防衛産業サイバーセキュリティ基準を整備した。
- ●「調達情報セキュリティ監査要員の養成」事業において、情報セキュリティ監査担当者に対して、情報セキュリティ制度等に係る 知識及び技能を付与する研修を令和元年度から令和3年度まで継続的に実施した。
- ●防衛省が整備した防衛産業サイバーセキュリティ基準を適用する防衛関連企業及び防衛関連企業の適合確認を行う防衛省の

年 度 情報セキュリティ監査担当者がそれぞれ新たな基準に基づく対応を円滑に進めていけるよう、「新情報セキュリティ基準等への対応に係る適合支援役務」事業において、防衛関連企業に対する当該基準の内容の策定意図等を周知する活動や防衛省の情報セキュリティ監査担当者に対する研修を平成31年度から令和3年度まで継続的に実施した。

●防衛関連企業に新たな情報セキュリティ基準で示す管理策の更なる普及を目指すため、これに必要な経費として、令和4年度予算に計上した。

## ≪欧米諸国≫

### 【ドイツ】

●令和3年11月、「日独防衛セキュリティ産業フォーラム」において防衛装備・技術協力の推進の資となる情報発信及び情報収集を実施した。

## ≪東南アジア諸国≫

#### **<ベトナム>**

- ●令和2年度に引き続き、防衛装備庁、商社、製造企業が連携し、相手国の潜在的なニーズを確認しつつ提案に向けた活動を行う「事業実現可能性調査」を継続した。
- ●令和3年9月、日越防衛装備品・技術移転協定が発効した。

#### 3 |<マレーシア>

- 年 令和2年度に引き続き、「事業実現可能性調査」を継続した。
- 度 令和3年6月、「防衛装備移転に関するウェビナー」を開催し、民間ビジネスでの先行事例を学ぶなどし、官民間でマレーシアへ の装備移転に関する知識の共有を図った。

#### 続 | <インドネシア>

- き ●令和2年度に引き続き、「事業実現可能性調査」を継続した。
  - <シンガポール>
  - ●令和4年2月、チャンギで開催された「シンガポール・エアショー」において防衛装備・技術協力の推進の資となる情報発信及び 情報収集を実施した。

#### **<インド>**

●令和2年度に引き続き、「事業実現可能性調査」を継続した。

#### ≪中東≫

#### <UAE>

●令和3年11月、「ドバイエアショー2021」にC-2輸送機を展示し、我が国装備品の特長とそれを支える防衛産業の技術力について、情報発信した。

#### ≪その他≫

- ●令和4年3月、かねてより防衛産業から要望の大きかった、防衛装備移転に関する官民間での情報共有の場として、Web上にポータルサイトを整備した。
- ●令和4年3月、COVID-19の影響により国際装備展示会が相次いで中止・延期されてきた状況を踏まえ、サステイナブルな対外発信の手段として、Web上に防衛装備品のバーチャル展示会を整備した。
- ●知的財産の利活用性向上の観点から、令和4年度に研究委託性のある請負契約等における知的財産の取扱いについて、契約条項を含む制度の所要の改正を行い、それらに基づいた知的財産管理を推進した。
- ●防衛省の保護すべき情報を取り扱う契約企業に義務付ける情報セキュリティ基準等に関して、令和3年度に防衛産業サイバーセキュリティ基準を整備したところ、継続的に官民間で情報共有を図りつつ、その細部事項等を定めた。
- ●新たに整備した防衛産業サイバーセキュリティ基準について、令和5年度以降の防衛調達から適用を開始するところ、よりセキュアな状態で情報管理が可能な情報システムの導入に当たっては、情報システムに対する高い専門性が求められることから、防衛関連企業及び防衛関連企業が講じたシステムセキュリティ対策の遵守状況を確認する情報セキュリティ監査担当者に対して、理解促進を図るため、情報セキュリティに精通した外部専門家の支援を活用し、監査官教育、企業相談への対応、防衛関連企業への周知等を行うため、これに必要な検討及び準備を行った。
- ●「調達情報セキュリティ監査要員の養成」事業において、情報セキュリティ監査担当者へ従来の情報セキュリティ制度等に係る専門的知識及び監査技法を付与するため、例年継続している「情報セキュリティ監査要員講習」を本年度も実施した。

#### ≪欧米諸国≫

#### **<アメリカ>**

- ●令和4年10月、防衛装備移転に関する米国FMSウェビナーを開催し、情報発信及び情報収集を実施した。 <フランス>
- 4 ●令和4年6月、「ユーロサトリ2022」に出展するとともに防衛装備・技術協力の推進の資となる情報発信及び情報収集を実施し 年 た。

# 度 | <ドイツ>

●令和4年9月、「日独防衛セキュリティ産業フォーラム」に出展するとともに防衛装備・技術協力の推進の資となる情報発信及び 情報収集を実施した。

## <スウェーデン**>**

●令和4年12月、防衛装備品・技術移転協定が発効した。

#### ≪オセアニア≫

## <オーストラリアン

●令和5年2月、「オーストラリア国際エアショー2023」にC-2輸送機を展示し、我が国装備品の特長とそれを支える防衛産業の技術力について、情報発信した。

# ≪東南アジア諸国及びインド≫

## <ベトナム>

- ●令和4年12月、「ベトナムディフェンス」に出展するとともに、「日越官民防衛産業フォーラム」を開催し、防衛装備・技術協力の推進の資となる情報発信及び情報収集を実施した。
- ●令和3年度に引き続き、「防衛装備品等の海外移転に係る事業実現可能性調査」を継続した。

## <タイ>

●令和4年5月、防衛装備品・技術移転協定が発効した。

- ●令和4年度、タイを対象とした「防衛装備品等の海外移転に係る事業実現可能性調査」を開始した。 <インドネシア>
- ●令和3年度に引き続き、「防衛装備品等の海外移転に係る事業実現可能性調査」を継続した。 <インド>

年

●令和3年度に引き続き、「防衛装備品等の海外移転に係る事業実現可能性調査」を継続した。

度

≪中東諸国≫

<UAE>

続 ● 令和5年2月、アブダビで開催された「国際防衛展示会及び国際防衛会議」において防衛装備・技術協力の推進の資となる情報 き 発信及び情報収集を実施した。

≪その他≫

●令和5年3月、わが国で開催された「DSEI JAPAN2023」に出展するとともに防衛装備・技術協力の推進の資となる情報発信及び情報収集を実施した。

担当部局名  防衛装備庁	政策評価 実施時期	令和5年8月
--------------	--------------	--------